

2019.9.4

## ○消費税改定に伴う利用料金等の取扱いについて

平素より川口商工会議所事業へご理解賜り誠にありがとうございます。

さて、2019年10月1日に予定しております消費税引き上げに伴い、施行日以降のご利用分につきましては、「会議室使用料」「会報誌（MOVE）広告掲載料」等の本商工会議所諸サービスに新税率10%を適用いたします。

つきましては、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

### ■適用事業

- ・労働保険事務組合事務委託料
- ・会報誌（MOVE）購読料
- ・会報誌（MOVE）広告掲載料
- ・記帳代行手数料
- ・貿易関係証明等発給手数料
- ・証明等発給手数料
- ・会議室使用料
- ・HP広告掲載料
- ・HP企業情報検索システム掲載料
- ・同報FAXサービス利用料
- ・キャストイビジョン広告料
- ・川口i-mono・i-wazaブランド認定制度申請手数料・登録料
- ・ポスター等印刷代行サービス料
- ・「御成姫」着ぐるみ利用料
- ・法律専門相談料

川口商工会議所